

令和 8 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項 目 名	外国組合員に対する課税の特例の見直し		
税 目	所得税、法人税		
要 望 の 内 容	海外投資家が、日本に無限責任組合員(GP)がいるファンドに有限責任組合員(LP)として出資する際、一定の要件を満たす場合は、ファンドを通じて得た国内源泉所得に対して非課税とする措置について、その要件及び手続きの見直しを行う。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 スタートアップの創出・育成等に向けて、我が国スタートアップ等への海外からの組合経由の投資を促進する。 (2) 施策の必要性 我が国のスタートアップのスケール化は諸外国と比べて低い水準にあるところ、我が国からグローバルに活躍するスタートアップを生み出すためには、グローバル・エコシステムとの連結を促進し、投資金額が大きくグローバルなネットワークを有する海外投資家の日本への呼び込む環境及び体制を強化することが重要である。 他方で、海外投資家による国内ファンドへの LP 出資に係る所得に対する課税について、米国・英国・シンガポールでは、通常、非課税とされており、日本の課税制度との間に差異がある。 本措置の適用要件や手続きとしては以下のようなものが挙げられる。 ・ 投資組合の有限責任組合員であること ・ 投資組合の組合財産に対する持分割合が 25%未満であること ・ 投資組合の業務執行行為を行わないこと ・ 投資組合の無限責任組合員と特殊の関係にないこと ・ この投資組合契約に基づいて恒久的施設を通じて事業を行っていないとした場合には、恒久的施設帰属所得を有しないこととなること ・ LP である海外投資家自身が特例申告手続きを行うこと ・ 本措置と事業譲渡類似株式の譲渡益課税の特例の適用を受ける場合には、それぞれの申告手続きを行うこと これらの要件や手続きにつき、海外投資家による投資の障害にならないように、諸外国の制度とのイコールフットィングを確保することが重要であり、本措置について、実態に沿わない要件や手続きを見直すことが有効であると考えられる。		

		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	海外とのイコールフットィングを図り、スタートアップの創出・育成等に向けて、我が国スタートアップ等への海外からの組合経由の投資を促進する観点から、本措置の要件や手続きを見直すことは妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	各年度の適用件数及び適用額のとりまとめデータは無く把握は困難。	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—	
	前回要望時の達成目標	金融事業者及び高度金融人材を呼び込むことで、国際金融センターとしての地位を確立する。	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	国際金融センターの地位確立に向けては、道半ばであり、引き続き所要の措置が必要。	
これまでの要望経緯		平成 21 年度 創設。 平成 22 年度 本特例の適用要件における「業務の執行」から、金融商品取引法に規定する自己取引等に対して投資組合の有限責任組合員が同意することを含まない、とされた。 令和 3 年度 ファンド・オブ・ファンズの場合の持分割合要件の判定上、一定の要件を満たす場合に、ファンド・オブ・ファンズ単位で判定されるのではなく、組合員単位で判定されることとされた。	